

2010年9月6日

株式会社講談社フェーマススクールズ
代表取締役 阿部 敬悦 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島

〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

回答に対する質問書

初秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、先般は当団体の申入れに対してご回答いただきありがとうございます。

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

貴社よりいただいたご回答および同封いただいた資料を検討いたしました結果、下記のとおりご質問がございますので、本年9月21日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本質問書は申入れ後のものですので、公開の方式で行わせていただきます。したがって、本質問書の内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、申入れ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

<これまでの経過>

- ・2009年10月2日 「お問い合わせ」を行う
- ・2009年10月21日 「お問い合わせ」に対する回答を受領
- ・2009年11月26日 「再お問い合わせ」を行う
- ・2009年12月17日 「再お問い合わせ」に対する回答を受領
- ・2010年4月27日 「申入れ」を行う
- ・2010年6月24日 「申入れ」に対する回答を受領

なお、このたびの本質問書を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

記（質問事項）

- 1 「当社の役務提供が実質的に1年単位でなされている」（平成22年6月24日付け回答書第1・第3項（2）末尾）とはどのような意味ですか。
- 2 受講生の入学が随時であっても、貴社の運営実績に照らせば、平均在籍者数、平均提出課題数を合理的に予測することは可能と考えられますが、合理的予測ができない（同書面第1・第2項（8））理由は何ですか。
- 3 同書面第1・第2項（5）記載のサービス①から⑬はそれぞれ「DVD 添削・課題添削期間整理券代」、「設備費」及び「在籍授業料」のいずれの費用に対応して受けられるサービスですか。
- 4 同書面添付の学則書においては、従来の受講料から大幅な値上げをされています（88万円→159万円、整理券代約2倍、設備費3倍弱、在籍授業料3倍強）、その理由をご教示ください。
- 5 個々の施設の対価でない費用を設備費として徴収する理由は何ですか。費目と用途が対応しないのであれば、在籍授業料に含めるのが明快ではありませんか。
- 6 電話勧誘販売への該当性についてのご回答が漏れているようですので、追加してご回答ください。
- 7 訪問販売への該当性については、貴社から消費者に対する予めの販売目的の告知態様によっては訪問販売に該当するものと思料されます。販売目的の告知態様をご教示ください。

以上